

報道機関各位

岩手県復興局生活再建課  
日本司法支援センター

## 岩手県と日本司法支援センター（法テラス）との協定書の締結について

岩手県と日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）は、東日本大震災被災者の生活再建のための総合的な相談支援について、本日付けで協定書を締結し、連携した被災者支援を行うこととしましたのでお知らせします。

なお、地方自治体が法テラスと協定書を締結し総合的な被災者支援について協働することは、全国初の取組となります。

### 1 取組の背景

- (1) 岩手県では、平成23年7月に、沿岸4地区に「被災者相談支援センター」を開設し、弁護士等の専門家を日替わりで窓口配置し、多種多様な被災者からの相談、問い合わせに一元的に対応してきたところ。
- (2) 一方で法テラスでは平成24年3月に被災地における法的支援拠点として「法テラス大槌」を開所。また、本年3月24日には、岩手県内2カ所目の支援拠点となる「法テラス気仙」を開所し、被災者に対する無料法律相談を実施してきたところ。
- (3) 岩手県と法テラスでは、更に多様化・複雑化する被災地における相談支援を、これまで以上に効果的に展開するため、新たな連携の枠組みについて協議してきたところであり、今般、協定書の締結に至ったもの。

### 2 事業目的

岩手県及び法テラスが相互の連携を図り、岩手県における被災者のための総合的な相談支援の推進について協働し、東日本大震災被災者の生活再建を図ることを目的とする。

### 3 協働事業

- (1) 岩手県が被災者相談支援センターで行う相談事業
- (2) 岩手県が各市町村、被災者支援団体等と連携して行う相談事業
- (3) 法テラスが法テラス出張所で行う相談事業及び各地域で実施する巡回相談事業
- (4) 岩手県と法テラスが協議のうえ行う被災者相談支援事業

## 4 期待される効果等

### (1) 広報の充実について

ア 岩手県と法テラスが連携した広報活動を展開することにより、相談窓口の周知効果を促進させ、多くの被災者の相談機会を確保することを期待できること

### (2) 相談支援の充実強化について

ア 岩手県や市町村が実施する被災者相談窓口に、法テラスが弁護士を派遣し、被災者相談を実施することにより、様々な法律問題の解決に繋げることを期待できること

イ 法テラス出張所に、岩手県が税理士や行政書士等様々な専門家を派遣し、総合的な相談事業を展開することにより、被災者が有する複数の問題を一度に解決することが期待できること

ウ 岩手県と法テラスが連携して、法テラス出張所に配備する移動相談車を活用し、各地を巡回して行う相談会などを開催することを通じて、窓口を訪れることが困難な被災者の相談ニーズに対応できること

#### 【参考】

##### ◆ 日本司法支援センター（法テラス）

法テラスは、総合法律支援法（平成 16 年 6 月 2 日公布）に基づき、独立行政法人の枠組みに従って設立された法人で、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的としています。（総合法律支援法 第 14 条）

##### 〈被災地出張所〉

- 岩手県 法テラス大槌、法テラス気仙
- 宮城県 法テラス南三陸、法テラス山元、法テラス東松島
- 福島県 法テラス二本松、法テラスふたば

#### 【お問い合わせ先】

##### ◆ 岩手県

復興局生活再建課 相談支援担当 藤澤、小田島

電話 019-629-6926（ダイヤルイン）

##### ◆ 法テラス

日本司法支援センター本部 広報室

電話 050-3383-5348